

該處に醫者を置れ—事三代実録を引て實
一と云ふは元又臨陽縣を一員置れ—事又
臨嘉祥三年六月の条より—あり—醫
陰の事あれを序より置む

一平方館

平方村の東にあり館と姓名する人あり—
店內物語に天正十九年辛卯秋店內の地士
平賀入江善可といふを大將と—大浦の
を奏する事あり—山北の平瀬郡の人といふ
へと入江寺夜逃隠れりるを龍藏寺龍藏寺あり

為出—大刑小刑あり—事ありけ人店内の
地士といふは傳れた二郡の地士といふ
人あり—又享安二年五月平田江田次郎の
大店屋店主氏に訴へ—る書付の内に—法
川村所ハ砂城屋敷内所ハ平賀屋敷
とあり然れをけ人店內の地士といふ事疑ふ
今平方といふハ平賀の轉訛なり—て平賀屋
の館記もや上余目の内ハ平賀村といふあれ
たを代出する村名あり—て館記亦なり—即
平の字を記し置る村ハ轉訛なり—と村名